

公益社団法人日本図書館協会部会・委員会のあり方検討委員会規程

(設置)

第 1 条 公益社団法人日本図書館協定会款（以下「定款」という。）第 51 条第 1 項に基づき部会・委員会のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、公益社団法人日本図書館協会委員会通則規程（以下「委員会通則」という。）第 3 条により定める。

2 設置期間は 2026 年 3 月 31 日までとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、部会・委員会のあり方検討準備ワーキンググループが取りまとめた報告に基づき、協会活動の活性化を図ることを目的として、規程の改正等具体的な方策を検討・提示し、部会・委員会のあり方を見直す。

(任務)

第 3 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するために次の事項について検討し、理事会に報告する。

- (1) 部会及び委員会制度のあり方について
- (2) 部会及び委員会に関する規程の改正について
- (3) その他 部会・委員会制度に係る事項

(組織)

第 4 条 委員会は、12 名以内の委員をもって構成する。

2 委員長及び委員の任命及び解職は、理事会の議決を経て理事長が行う。

3 理事長は委員の互選によって選出された者を委員長候補者として理事会に提案することができる。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員会に副委員長を置くことができる。

6 副委員長は、委員長が委員の中から任命する。

7 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(検討会の議事)

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

2 議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員会に出席できない委員は、他の委員又は委員長に、予め通知された議事についてその議決権を委任することができることとし、この場合、その委員は出席したものとみなす。

（委員以外の者の出席）

第 6 条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

2 理事長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

（任期）

第 7 条 委員長及び委員の任期は、第 1 条第 2 項に定める期間と同一とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（理事会に対する報告）

第 8 条 委員長は、委員会の活動が終了するとき、及び理事長又は理事会の求めるときには、委員会の活動を理事長又は理事会に報告しなければならない。

（委員会の経費）

第 9 条 委員会の経費は、本法人の予算の範囲内でまかなう。

（事務）

第 10 条 委員会の庶務は、本法人の総務部が行う。

（規程の改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、2025 年5月22日から施行する。